

伊丹市教育振興基金条例の制定について

伊丹市教育振興基金条例を別記のとおり制定する。

平成26年2月20日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

基金の再編により，教育及びスポーツの振興並びに文化財の保護を目的とする基金を設置するため。

伊丹市教育振興基金条例（平成26年伊丹市条例第
号）

（設置）

第1条 教育及びスポーツの振興並びに文化財の保護を図るため、
伊丹市教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

2 指定寄附金及びこれに準ずる収入は、予算に計上して基金として積み立てなければならない。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（繰替運用）

第4条 市長は、財政上必要があると認める場合は、前条の規定にかかわらず、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（積立金の処分）

第6条 基金を第1条の目的のために使用する場合は、必要に応じ、市長において処分することができる。ただし、予算措置のうえ使用しなければならない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年3月31日から施行する。

（伊丹市文化財保護事業基金の設置、管理および処分に関する条

例及び伊丹市スポーツ振興基金の設置，管理および処分に関する
条例の廃止)

2 次に掲げる条例は，廃止する。

(1) 伊丹市文化財保護事業基金の設置，管理および処分に関する
条例（昭和42年伊丹市条例第46号）

(2) 伊丹市スポーツ振興基金の設置，管理および処分に関する条
例（昭和63年伊丹市条例第3号）

